

日本民主法律家協会・第4回司法制度研究集会 刑事裁判はどう変わるのか — 検証・裁判員裁判 —



11月14日 東京・麹町 弘済会間蘭の間

第41回司法制度研究集会行われる

刑事裁判はどう変わるのか——検証・裁判員裁判

前日からの激しい雨が残る朝が嘘のように、正午にかけては初冬とは思えぬ、冷房さえ欲しくなるような陽気にめぐまれた11月14日、第41回司法制度研究集会が、東京・麹町・弘済会館にて開催されました。

補助椅子を用意するほどの盛況でした。久保田穰理事長による「ここ10数年にわたる『司法改革』の進行と併行して、当協会が批判的検証と分析をおこなってきた実績の上にたって、裁判員裁判に特化している、『司法改革』に内在している多くの問題点について、共通の認識を持ち得ることができてきたのではないかと。今回は、実際の裁判例を通して、改めて、過不足なく検証を試みるなかから、真に民主的な司法制度の拡充にむけて、力をあわせよう」とよびかけた開会あいさつで幕を開けました。

13時の開会から18時30分の閉会まで、小休止とコーヒータイムを2回挟み、盛りだくさんに用意された各報告を、身じろぎもせず熱心に聞き入る110余人の参加者の熱気で、ついに会場の窓が開け放され、外の新鮮な空気を取り入れる一幕もありました。

第一部は、立命館大学大学院法務研究科教授の渕野貴生教授による「刑事裁判の原則と「市民参加」と題した基調報告がおこなわれました。先生は、裁判員制度における公判前整理手続が、実質的な防御権を危うくしていること、証拠開示の不充分さを指摘し、証拠裁判主義に抵触する危険性を強調されました。



渕野貴生先生

続いて、裁判員裁判の弁護人を経験なさった、さいたまの村木一郎弁護士と神奈川の高原将光弁護士から、その経験を通じての報告がなされました。「公判前整理手続」における十分な弁護活動がとりわけ重要であり、弁護人の力量が問われる、という共通の問題意識をお話いただきました。



村木一郎弁護士



高原将光弁護士

小休止のあと、裁判員裁判を傍聴した市民からの感想や、千葉での裁判員裁判の実態、など



五十嵐二葉弁護士

のフロアからの発言に続き、五十嵐二葉弁護士による、郡山でおこなわれた「殺意」を争う裁判員裁判を素材に、裁判員裁判の実態について、立証に所要した時間などの詳細な調査を提示しながらの報告がなされました。

ここで、少し長めのコーヒータイム。チョコレートや飴をほおぼりながら、会場のあちらこちらで議論の輪が生まれていました。会場に特設された書店で欲しかった書籍の発見に喜ぶ参加者。旧友に会い、お互いの健康を心配しあう参加者……。休憩時間は、ミニ懇親会の様子を呈しています。

さて、第二部の開会です。第二部のテーマは、マスメディアの役割です。裁判員裁判の取材現場から、苦悩しつつも真実にせまる記事をおくる毎日新聞の銭場裕司記者からの報告では、裁判員に課せられた守秘義務と、公判前整理手続が、取材にも大きな壁となって立ちはだかっている現実をリアルに語られました。そして、過去にメディアに身を置き、現在は大学で「情報と法政策」を教えている丸山重威関東学院大学教授から、「メディアは報道の責任を果たしているか」と題する問題提起とともに、劇場化していく裁判への危惧についても触れられました。



銭場裕司記者



丸山重威先生



司会をつとめた米倉洋子弁護士と海部事務局長

このあと約1時間にわたり、会場からの質疑・応答・問題提起などが行われ、澤藤統一郎副理事長による集会のまとめと、閉会の挨拶で、司研集会は閉会となりました。

引き続き、懇親会が開かれました。35、6名の参加者全員が、集会の感想や近況を述べ合いました。

今回の司研集会は、実施半年間の「裁判員制度」の検証とはいえ、この制度導入にいたる激しい意見の対立などもあり、どう検証すべきかを、集会準備の段階で五十嵐二葉先生からのレクチャーをいただくなど、執行部を中心とした実行委員会では、施行錯誤しなごらの、集会を企画してきました。たどりついた検証のキーワードは、「あるべき刑事裁判」の基準でした。充分な検証が可能だったのかどうか、この研究集会をあくまでも出発として、市民とともに、これからも、裁判員裁判を監視し検証していく必要性が強調・確認された研究集会となりました。

基調報告・特別報告など、積極的に問題提起をお引き受けいただきました報告者をはじめ、全国から集会に参加された皆様に心から感謝いたします。

研究集会の詳細は、もっか編集作業中の「法と民主主義」12月号に掲載されます。年内にはかならず、お手元にお届けいたします。どうぞ期待！



←↓懇親会の様子



新年会を兼ねた

拡大理事会・新春の集いのご案内

2010年は、あの日米安保条約改定から50年目をむかえる節目の年でもあり、そして、再来年は、協会設立50周年を迎えることとなります。

また、自公の政権から、新しい枠組みの政権を選択した今年の政治的変化の真価が問われる新しい年は、5月には、核兵器廃絶をめざす核不拡散条約（NPT）再検討会議がニューヨークで開催されます。6月には、日米安保条約締結50周年を多くの法律家団体と研究者団体の共同によるシンポジウムが東京で開催されます。

そして、7月10日（土）には、日民協第49回目の定時総会が予定されています。

すでに、来年前半は、大きな歴史的な企画が軒並みに予定されているだけでなく、参議院議員選挙もあります。

ぜひ、新春の集いでは、新しい政権への評価とともに、明らかになっている比例定数削減の目論みにも抗した闘いについても、意見交換したいと思います。そして、組織的にも、内容的にも50周年に相応しい設立記念の行事についてもお話しをお聞かせ下さい。

会員・読者、どなたでも参加自由です（ただし、事前申し込み必要）。ぜひ、ご参加下さい。

期 日 ■ 2010年1月13日（水）

午前11時～午後1時30分

場 所 ■ 東京・日比谷松本楼

会 費 ■ 3,000円（ワイン付き・ちょっと豪華なランチです）



◆ お申し込み方法 ◆

*同封のFAX申込み用紙にて、**1月8日迄**に本部事務局へお申込み下さい。お電話でも結構です。

*キャンセルの受付も1月8日迄とさせていただきます。

FAX 03-5367-5431

TEL 03-5367-5430

◆ 日比谷松本楼

千代田区日比谷公園1-2

(T: 03-3503-1451)

丸ノ内線・日比谷線霞ヶ関駅

〈B2/B1a/B3a〉下車徒歩2分



憲法委員会

木曜日・午後5時30分～8時

10月1日

新政権と改憲をめぐる情勢

(高田健氏・許すな!憲法改悪・市民連絡会)

11月26日

鳩山政権と民主的法律家運動の課題

一選挙制度と議会制民主主義を中心に一

(小沢隆一先生・東京慈恵会医科大学)

今回は……

1月28日〈テーマ・講師は未定〉

*会員・読者の御参加をお待ちしております。

参加御希望の方は、本部事務局へご連絡下さい。

日米安保条約50年シンポジウム

2010年6月23日に現在の条約発効50年を迎える日米安保体制について、平和・人権・民主主義の観点から総合的かつ批判的に検討し、その克服の方途をさぐるシンポジウムを法律家団体と研究者団体の共同により開催し、ひろく世論に訴えようと、準備会が発足しています。

日程は6月26日(土)で調整中です。内容については協議中ですので、決りましたら、あらためて御案内いたします。

これからの主な予定

1月13日(水) 新春の集い

28日(木) 憲法委員会

6月18日(金) 全国・常任合同理事会

26日(土) 日米安保条約50年シンポジウム
(仮)

7月10日(土) 日民協第49回定時総会

1月号特集

鳩山政権と民主的法律家運動の課題 (仮)

民主党中心の連立内閣は、日本の平和・人権・民主主義をどちらの方向に導いていこうとしているのか。通常国会に向けて諸政策にかかわる法案が策定された時点での、各政策分野にわたって徹底的に批判・分析を行なう。

2/3月号特集

選挙制度と憲法

—あるべき選挙制度・議会制民主主義 (仮)

自民・民主両党が「衆院比例定数大幅削減を次期総選挙までに実現」を先の総選挙で公約した。また、国会法の改正や政治運用が進められつつあることに

年末に向けての

冬季カンパご協力をお願い

毎年、恒例になっていますが冬季カンパの要請書を同封いたします。

出費の多い年の瀬に、大変恐縮ですが、ぜひ、応分のご協力をお寄せ下さい。

協会の実務を支え、「法と民主主義」を送り出している専従事務局員にも、せめてもの年越し基金を支給したいと思います。

弁護士会員の皆様へ お願い

今期の後記会費納入時より、司法修習の期をお聞きしています。未届けの方は、来年3月の会費納入の際、振り込み用紙にご記入下さい。

■年末・年始の業務予定について■

12月28日より1月6日までを年末年始のお休みにさせていただきます。

英気を養って、また、元気にがんばります。



2010年の法と民主主義

は、大きな危険がある。議会制民主主義の根幹をゆるがし、基本的人権である参政権(投票権)の重大な侵害であるこうした企てに対し、国民的大運動を構築しながら、あるべき選挙制度と議会制民主主義を確立させるために、知恵と力を合わせたい。

4月号特集

親権法と子の利益

日本では、親を援助し、子の健全な成長を社会が支援するという思想が希薄である。ヨーロッパ諸国の家族法との比較から、「子の利益」という視点を念頭に置き、日本の親権に関する民法の規定についての問題点を、多角的視点から考察し、日本民法における親権の法概念に欠如している視点(子の利益)の指摘と、その解決への道筋を示す。